

令和6年度 東京都入札監視委員会第1回制度部会 審議概要

開催日及び場所	令和6年5月15日（水） 東京都庁第一本庁舎第二入札室
出席委員	<p>東京大学大学院工学系研究科教授 堀田昌英</p> <p>愛知大学地域政策学部地域政策学科教授 斉藤徹史</p> <p>（元）品川リフラクトリーズ（株）代表取締役副社長 仲田裕一</p> <p>弁護士（五十嵐・渡辺・江坂法律事務所） 原澤敦美</p> <p>（敬称略・計4名）</p>
審議事項	<p>（1）前払金制度について</p> <p>（2）現場代理人の常駐義務の緩和について</p> <p>（3）設計等委託における最低制限価格の算定式の見直しについて</p>
議案の概要	<p>（1）検討の背景や制度設計の方針について説明を受けた。</p> <p>（2）検討の背景や適用要件、制度設計の方針についての説明を受けた。</p> <p>（3）検討の背景や制度設計の方針について説明を受けた。</p>
委員会による審議結果報告	委員からの意見を踏まえて、今後の制度設計に生かしていくよう、引き続き事務局において検討を進めることとする。
事務局からの報告	（1）から（3）について、事務局案の説明を行った。
委員からの意見等の概要	<p>審議事項（1）について</p> <p>【委員からの質問等】</p> <p>国の制度について確認したい。</p> <p>【事務局の回答】</p> <p>国においても4割を支払うという点は変わらない。ただ、支払限度額はない。また、東京都の場合は着手時に全額を支払う制度だが、国の場合は毎年の出来高割合に応じて支払うという制度である。</p> <p>【委員からの質問等】</p> <p>支払限度額の引上げに伴い、18億円以上の工事が増える見込みなのか。</p> <p>【事務局の回答】</p> <p>発注金額というのは、工事の規模に応じて決めるものであるため、変化はないと考えている。</p> <p>【委員からの質問等】</p> <p>貸倒損失が多額になるリスクへの対策は講ずるのか。</p> <p>【事務局の回答】</p> <p>受注者は前払保証に加入しているため、万が一倒産等があった場合、保証会社から補填される。</p> <p>【委員からの質問等】</p> <p>前払金が40%というのは、他国と比べると極めて大きい割合である。今回の提案について異論はないが、部分払いや出来高払いなどと併せて議論されるべきではないか。</p>

【事務局の回答】

工事の支払いは、前払金や竣工払い以外に、工事が一定程度進捗した際に出来上がった部分まで検査を受けて支払う方法もある。一定規模以上の工事では、そういう制度も利用している。

審議事項（２）について

【委員からの質問等】

現場代理人の常駐義務緩和により、工事の品質低下や現場の安全性低下が懸念されるが、今回示された条件を満たせば問題ないと考えているのか。

【事務局の回答】

この条件であれば大丈夫かと思っている。ただ、工事毎に状況が異なるため、条件に合致していても常駐を求める場合もある。その際は、発注段階で明示していく。

【委員からの質問等】

契約金額が変更となった場合はどうなるのか。

【事務局の回答】

工事途中で要件が変更になるのは複雑であるため、当初金額で判断していく。

審議事項（３）について

【委員からの質問等】

土木設計等と建築設計で一般管理費の係数が異なるが、理由はあるのか。

【事務局の回答】

それぞれの委託で諸経費や一般管理費等に含まれるものも異なり、積算基準もそれぞれの所管部署で作成しているため、積算基準の違いが算定式の違いに出てくると考えられる。

【委員からの質問等】

最低制限価格を上げることは、ダンピングの排除としてはよいが、それにより失格者が増え、運用上の問題が生じるのではないか。

【事務局の回答】

算定式は公表することとしており、入札参加者が適切に積算していれば、極端に下回ることはないのではないかと推測している。

以上

[その他]

特になし